

監 査 第 60 号
平成30年8月10日

鹿児島市長 森 博 幸 殿

鹿児島市監査委員	中	園	博	揮
同	小	迫	義	仁
同	古	江	尚	子
同	小	森	の	ぶたか

平成29年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査
意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を決定したので、鹿児島市監査委員条例第12条の規定に基づき提出します。

平成29年度決算に基づく鹿児島市健全化判断 比率等の審査意見

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年7月20日から同年8月10日まで

第3 審査の方法

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の算定が、関係法令に基づき適正に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係部局から提出された資料と照合点検するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

第5 まとめ

1 健全化判断比率

区 分	平成29年度	平成28年度	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	2.7%	3.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	21.0%	24.2%	350.0%	

※「—」表記は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、比率が算定されないことを表している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、各比率は算定されない。

実質公債費比率については2.7%で、前年度に比べ0.5ポイント低くなっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

将来負担比率については21.0%で、前年度に比べ3.2ポイント低くなっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

引き続き健全な財政の維持に努められたい。

2 資金不足比率

区 分	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
病院事業特別会計	—	—	20.0%
交通事業特別会計	—	—	
水道事業特別会計	—	—	
工業用水道事業特別会計	—	—	
公共下水道事業特別会計	—	—	
船舶事業特別会計	—	—	
中央卸売市場特別会計	—	—	
桜島観光施設特別会計	—	—	

※「—」表記は、資金の不足額が生じていないため、比率が算定されないことを表している。

当年度も前年度に引き続き、すべての公営企業会計において資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は算定されない。

今後とも、健全な経営の維持に努められたい。

各 比 率 の 概 要 (参考資料)

健全化判断比率等の対象

本市の健全化判断比率4指標と資金不足比率の対象は、次のとおりである。

会計等区分		実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率
一般会計		↑ 一 般 会 計 等 ↓	↑	↑	↑	
	地域下水道事業					
	土地区画整理事業清算 母子父子寡婦福祉資金貸付事業					
公 営 事 業		国民健康保険事業	↓	↓	↓	
		介護保険				
		後期高齢者医療				
	公 営 企 業	中央卸売市場				○
		桜島観光施設				○
		病院事業（法適用）				○
		交通事業（法適用）				○
		水道事業（法適用）				○
		工業用水道事業（法適用）				○
		公共下水道事業（法適用）				○
	船舶事業（法適用）	○				
一部事務組合・広域連合						
設立法人、第三セクター・出資団体						

健全化判断比率

1 実質赤字比率

(1) 比率の説明

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(2) 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模は、標準的に通常収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

(3) 算定数値

一般会計等の実質収支額は58億5,950万円の黒字となっており、前年度と同様に実質赤字額は発生していない。

(単位：千円)

区 分	29 年 度	28 年 度	増 減
A 歳入総額	250,776,828	254,675,806	△ 3,898,978
B 歳出総額	243,578,205	247,196,624	△ 3,618,419
C 差引額 (A - B)	7,198,623	7,479,182	△ 280,559
D 翌年度に繰り越すべき財源	1,339,115	1,684,883	△ 345,768
E 実質収支額 (C - D)	5,859,508	5,794,299	65,209
F 実質赤字額 (△は黒字)	△ 5,859,508	△ 5,794,299	△ 65,209
Z 標準財政規模 (ア+イ+ウ)	130,044,740	129,669,668	375,072
ア 標準税収入額等	92,547,015	91,540,656	1,006,359
イ 普通交付税額	27,781,702	28,868,906	△ 1,087,204
ウ 臨時財政対策債発行可能額	9,716,023	9,260,106	455,917
実質赤字比率 (F ÷ Z × 100)	— % (△ 4.50 %)	— % (△ 4.46 %)	— ポイント

(注) () は参考として負の比率を記載している。

2 連結実質赤字比率

(1) 比率の説明

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(2) 算式

連結実質赤字比率

$$= \frac{[(\text{実質赤字額} + \text{資金不足額}) - (\text{実質黒字額} + \text{資金剰余額})]}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 算定数値

連結実質収支額は315億6,555万円の黒字となっており、前年度と同様に連結実質赤字額は発生していない。

(単位：千円)

区 分	29 年 度	28 年 度	増 減
A 実質赤字 (△は黒字) 額 (①～⑦計)	△ 3,592,837	△ 1,192,320	△ 2,400,517
① 一般会計	△ 5,554,829	△ 5,335,994	△ 218,835
② 地域下水道事業	△ 6,360	△ 8,793	2,433
③ 土地区画整理事業清算	△ 64	△ 1,074	1,010
④ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	△ 298,255	△ 448,438	150,183
⑤ 国民健康保険事業	3,768,160	5,314,806	△ 1,546,646
⑥ 介護保険	△ 1,420,150	△ 641,589	△ 778,561
⑦ 後期高齢者医療	△ 81,339	△ 71,238	△ 10,101
B 資金不足 (△は剰余) 額 (⑧～⑮計)	△ 27,972,619	△ 28,235,279	262,660
⑧ 病院事業	△ 10,316,934	△ 9,854,483	△ 462,451
⑨ 交通事業	△ 1,673,375	△ 2,717,571	1,044,196
⑩ 水道事業	△ 9,856,969	△ 10,152,658	295,689
⑪ 工業用水道事業	△ 118,129	△ 115,772	△ 2,357
⑫ 公共下水道事業	△ 5,129,588	△ 4,446,621	△ 682,967
⑬ 船舶事業	△ 876,429	△ 934,498	58,069
⑭ 中央卸売市場	△ 1,195	△ 13,676	12,481
⑮ 桜島観光施設	0	0	0
C 連結実質赤字額 (A + B)	△ 31,565,456	△ 29,427,599	△ 2,137,857
Z 標準財政規模	130,044,740	129,669,668	. 375,072
連結実質赤字比率 (C ÷ Z × 100)	— % (△ 24.27 %)	— % (△ 22.69 %)	— ポイント

(注) () は参考として負の比率を記載している。

3 実質公債費比率

(1) 比率の説明

地方公共団体の借入金（地方債）相当額の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(2) 算式

実質公債費比率は3年の単年度比率を平均したものである。

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{(A+B-C-Y)}{(\text{標準財政規模}-Y)}$$

A 地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く。）

B 準元利償還金

C 特定財源（元利償還金・準元利償還金に充てられた特定財源）

Y 算入基準財政需要額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還金である。準元利償還金は、一般会計から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

(3) 算定数値

27年度から29年度までの3か年の比率の平均は2.7%となり、前年度に比較して0.5ポイント低くなっている。

(単位：千円)

区 分	29 年 度	28 年 度	27 年 度	26 年 度
A 地方債の元利償還金	23,538,972	23,841,648	25,215,649	26,002,857
B 準元利償還金 ①+②+③	1,371,556	1,657,865	1,730,239	1,661,798
①公営企業地方債充当繰出金	1,298,070	1,591,200	1,662,915	1,595,733
②公債費に準ずる債務負担行為	73,486	66,665	67,324	66,065
③その他公債費に準ずる経費	0	0	0	0
C 特定財源 1)+2)+3)+4)	4,985,485	5,365,527	4,974,571	5,161,641
1) 地方債償還充当都市計画税	4,708,043	5,035,892	4,598,446	4,809,168
2) 公営住宅使用料	197,478	249,560	295,150	301,344
3) 利子補給	257	368	574	728
4) その他	79,707	79,707	80,401	50,401
Y 算入基準財政需要額	17,424,650	17,452,789	17,926,387	18,100,589
Z 標準財政規模	130,044,740	129,669,668	130,234,644	130,727,406
F 分子計 (A+B-C-Y)	2,500,393	2,681,197	4,044,930	4,402,425
G 分母計 (Z-Y)	112,620,090	112,216,879	112,308,257	112,626,817
H 単年度比率 (F÷G×100)	2.22 %	2.38 %	3.60 %	3.90 %
実質公債費比率	29年度 27～29年度平均	2.7 %		
	28年度 26～28年度平均		3.2 %	

4 将来負担比率

(1) 比率の説明

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(2) 算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{(A - B)}{(\text{標準財政規模} - Y)}$$

- A 将来負担額
- B 充当可能財源等
- Y 算入基準財政需要額

(3) 算定数値

将来負担額3,322億7,571万円から充当可能財源等の額3,086億515万円を差し引いた分子は236億7,055万円で、標準財政規模1,300億4,474万円から普通交付税に算入される公債費の額174億2,414万円を差し引いた分母は1,126億2,059万円で、将来負担比率は21.0%となり、前年度に比較して3.2ポイント低くなっている。

(単位：千円)			
区 分	29 年 度	28 年 度	増 減
A 将来負担額 (①～⑧計)	332,275,712	335,799,156	△ 3,523,444
①一般会計等の地方債現在高	273,388,803	278,200,416	△ 4,811,613
②債務負担行為に基づく支出予定額	524,405	524,405	0
③公営企業債等元金償還一般会計等繰出見込額	26,223,016	24,523,144	1,699,872
④組合等負担等一般会計等負担見込額	0	0	0
⑤退職手当支給予定額の一般会計等負担見込額	31,932,441	32,354,831	△ 422,390
⑥設立法人の負債額等一般会計等負担見込額	207,047	196,360	10,687
⑦連結実質赤字額	0	0	0
⑧組合等連結実質赤字額一般会計等負担見込額	0	0	0
B 充当可能財源等 (⑨～⑫計)	308,605,158	308,540,782	64,376
⑨充当可能基金	51,157,107	51,660,638	△ 503,531
⑩充当可能特定歳入 (都市計画税)	56,552,859	53,271,114	3,281,745
⑪充当可能特定歳入 (その他)	2,440,384	2,590,495	△ 150,111
⑫地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	198,454,808	201,018,535	△ 2,563,727
C 分子計 (A - B)	23,670,554	27,258,374	△ 3,587,820
Z 標準財政規模	130,044,740	129,669,668	375,072
Y 算入基準財政需要額	17,424,650	17,452,789	△ 28,139
F 分母計 (Z - Y)	112,620,090	112,216,879	403,211
将来負担比率 (C ÷ F × 100)	21.0 %	24.2 %	△ 3.2 ポイント

(注) ⑫地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は、将来発生する地方債元金償還や準元金償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額である。

資金不足比率

(1) 比率の説明

公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する程度を指標化したものである。

(2) 算式

公営企業法適用公営企業

$$\text{資金不足比率} = \frac{[(\text{ア} + \text{イ} - \text{ウ}) - \text{エ}]}{\text{事業の規模 (営業収益)}}$$

ア 流動負債

イ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

ウ 流動資産

エ 解消可能資金不足額

公営企業法非適用公営企業

$$\text{資金不足比率} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} - (\text{ウ} - \text{エ}) - \text{オ}]}{\text{事業の規模 (営業収益相当)}}$$

ア 歳出額

イ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

ウ 歳入額

エ 翌年度に繰り越すべき財源

オ 解消可能資金不足額

(3) 算定数値

公営企業会計において、29年度は資金不足額は発生していない。

公営企業法適用の公営企業特別会計

(単位：千円)

区 分		29 年 度	28 年 度	増 減
病 院	A 資金不足(△剰余)額	△ 10,316,934	△ 9,854,483	△ 462,451
	B 事業の規模	18,270,616	16,761,651	1,508,965
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (△ 56.4 %)	- (△ 58.7 %)	-
交 通	A 資金不足(△剰余)額	△ 1,673,375	△ 2,717,571	1,044,196
	B 事業の規模	3,462,527	3,454,405	8,122
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (△ 48.3 %)	- (△ 78.6 %)	-
水 道	A 資金不足(△剰余)額	△ 9,856,969	△ 10,152,658	295,689
	B 事業の規模	10,612,273	10,689,174	△ 76,901
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (△ 92.8 %)	- (△ 94.9 %)	-
工業用 水 道	A 資金不足(△剰余)額	△ 118,129	△ 115,772	△ 2,357
	B 事業の規模	6,693	6,724	△ 31
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (△ 1,764.9 %)	- (△ 1,721.7 %)	-
公 共 下 水 道	A 資金不足(△剰余)額	△ 5,129,588	△ 4,446,621	△ 682,967
	B 事業の規模	6,002,842	6,031,087	△ 28,245
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (△ 85.4 %)	- (△ 73.7 %)	-
船 舶	A 資金不足(△剰余)額	△ 876,429	△ 934,498	58,069
	B 事業の規模	2,038,661	2,006,582	32,079
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (△ 42.9 %)	- (△ 46.5 %)	-

(注) () は参考として負の比率を記載している。

公営企業法非適用の公営企業特別会計

(単位：千円)

区 分		29 年 度	28 年 度	増 減
中央卸 売市場	A 資金不足(△剰余)額	△ 1,195	△ 13,676	12,481
	B 事業の規模	300,895	307,909	△ 7,014
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (△ 0.3 %)	- (△ 4.4 %)	-
桜島観 光施設	A 資金不足(△剰余)額	0	0	0
	B 事業の規模	32,289	26,681	5,608
	資金不足(△剰余)比率(A÷B×100)	- (0.0 %)	- (0.0 %)	-

(注) () は参考として負の比率を記載している。